

## 伊賀市準市内業者認定要領

### 1 目的

この要領は、伊賀市における入札参加資格を公正に処理するため、伊賀市入札参加資格に関する要綱（平成 16 年伊賀市告示第 90 号。）第 4 条に規定する入札参加資格者名簿に登録された者のうち、建設工事及び測量・建設コンサルタント等に登録がある業者を準市内業者として認定するにあたり、必要な要件を定めるものとする。

### 2 定義

この要領において「準市内業者」とは、本社又は本店が伊賀市外にあり、契約委任を受けた支社、支店、営業所等を伊賀市内に有する者をいう。なお、建設工事については、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の許可を受けた者とする。

### 3 認定要件

準市内業者として認定するにあたっては、次の各号のいずれにも該当することとする。

(1) 事務所としての形態を整えていること。

(2) 営業活動を行い得る人的配置がなされており、かつ、責任者が常駐していること。

この場合において、建設工事業者にあつては、営業所に建設業法で定める専任の技術者が常駐していなければならない。

(3) 常時連絡が取れる体制となつてること。

(4) 事務等を執り行える事務用什器や事務用機器が具備されていること。

(5) 事務所の所在を明らかにする看板又は表札が表示されていること。

(6) 他の事業所と事務所を兼用している場合等は、当該事務所としての区分けが明確であること。

(7) 伊賀市に法人設立（開設）申告書が提出されていること。

(8) 市税を完納していること。

### 4 認定申請

準市内業者としての認定を受けようとする者は、関係書類を伊賀市に提出し、申請するものとする。

### 5 調査の実施

前項の申請書の提出を受けた場合又は必要があると認めた場合は、事務所を訪問し、現場の確認及び聴き取り等の実態調査を行うことができる。

なお、前項の申請書の提出を受けた場合は、準市内業者認定書（様式第 1 号）により、準市内業者に認定する。

### 6 認定の取消し

前項の調査の結果、第 3 項の要件を満たしていないと認められる者に対しては、準市内業者としての認定は行わない。この場合において、既に認定を受けているときは、その認定を取消すことができる。

### 7 指名停止

第 5 項の調査の結果、申請書の内容に虚偽が判明したときは、伊賀市建設工事等指名（入札参加資格）停止措置要領（平成 16 年伊賀市告示第 91 号）別表第 1 第 1 号に該当するものとして、必要な措置を行うものとする。

### 附 則

この要領は、平成 28 年 6 月 1 日から適用する。

様

伊賀市長

準市内業者認定書

書類審査及び立ち入り調査の結果、貴社が伊賀市の準市内業者の要件を満たしていると判断し、下記のとおり伊賀市の入札参加資格における準市内業者の認定を行うことを通知いたします。

記

認定業務			

認定技術者										

※技術者欄のコードは対応する業種を示します。

※注意事項

- 有効期限内でも、調査等により準市内認定業者としての要件に該当しないことが明らかとなった場合は、認定を取り消す場合があります。